

議題1 (委員会決裁事項(規則第3条第1号))

大阪府立高等学校入学者選抜改善方針について

令和10年度以降の大阪府立高等学校入学者選抜改善方針について、別紙のとおり方針案を定め、様々な意見を踏まえながら詳細の検討を進める。

令和7年1月20日

大阪府教育委員会

大阪府立高等学校  
入学者選抜制度改善方針（案）

令和7年1月20日

大阪府教育委員会

はじめに

現在、学校で学んでいる子どもたちが中心となって活躍する今後の社会においては、さらなる人口減少や高齢化、グローバル化や技術革新等の進展により、一層将来の予測が困難な状況となることも予想されることから、望む未来を自分自身で示し、作り上げていくことが必要になる。このような中、子どもたちが将来の社会の変化に対応できるように、知識・技能はもとより、それらを踏まえた思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性、さらには新たな価値を創造していく力を身に付けることが求められている。

大阪府では、令和5年3月に第2次大阪府教育振興基本計画を策定し、次代を担う子どもたちが、急激な時代の変化を乗り越え豊かな人生を生き抜く力を身につけることができるよう、大阪の教育が育む人物像として「人生を自ら切り拓いていく人」「認め合い、尊重し協働していく人」「世界や地域とつながり社会に貢献していく人」を掲げ、必要となる資質・能力を育成することとしている。そのうえで、「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」を実現できるよう、多彩で柔軟な特色・魅力ある教育の提供をめざしている。

高等学校入学者選抜は、義務教育を修了した子どもたちの多くが自身の自己実現をめざし、初めて進路選択を行う場となる。現行の入学者選抜制度は、中長期的に安定した制度となるよう、受験生の志願動向や進路指導状況等について分析を重ね、平成28年度入学者選抜から導入し、令和7年度入学者選抜までに10年間実施するに至った。一方で、この間、新型コロナウイルス感染症の影響等に端を発する社会の価値観の変化や生徒・保護者の学校教育に対するニーズの多様化に加え、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入等によって加速的にオンライン授業の導入が進むなど、学校教育を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を踏まえ、大阪府教育委員会は、令和5年7月に「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」大阪府学校教育審議会へ諮問を行った。審議会では、今日的な課題として、高等学校段階における不登校や中途退学・転学が依然として高水準で推移しているため、その解決策を講じる必要があると指摘され、入学生が高校生活をスムーズにスタートできるよう、合格者発表から入学までに、高等学校と受験生（入学生）の双方が十分に準備を行うことの必要性や、これまで以上に中学校・高等学校間の連携を密にし、切れめない指導や支援を行える選抜日程等を設定することで、生徒・保護者のニーズに応えるべきであるとの提言がなされた。

また、受験生がより具体的に高等学校入学後の学校生活をイメージすることで、より能動的な学校選択ができるよう各学校に工夫が求められるとの答申を受けた。

これらのことを踏まえ、令和10年度以降の府立高等学校入学者選抜制度改善方針をここに示す。

## 第1 入学者選抜制度改善の目的

- ・社会の変化や府立高等学校に対する生徒・保護者のニーズを踏まえ、各校が特色化・魅力化を推進するとともに、受験生が自身の得意や適性、興味・関心等を考え、将来の自己実現につながる選抜とすること
- ・高等学校の入学に向けて、高等学校と入学生の双方の準備期間が十分に確保され、入学生が中学校から高等学校にスムーズに進学できること

## 第2 入学者選抜制度改善の基本的な理念

令和10年度以降の入学者選抜制度の基本的な理念については、平成28年度入学者選抜制度改善時の基本的な理念である次の4点とあわせ、第1に記載した目的に照らし以下のとおりとする。

### 【平成28年度選抜改善時の基本的な理念】

- ・高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- ・高等学校が自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求めることができること
- ・中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- ・受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

### 【新たな基本的な理念】

- ・生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生活につながる選抜であること

## 第3 入学者選抜制度の具体的な変更内容

### 3-1 アドミッションポリシー枠（仮称）の設定

これまでの入学者選抜においては、学力検査等の成績と調査書の評定を合算した総合点の上位者から順に合格者を決定するとともに、募集人員の90%から110%にあたる順位のボーダーゾーンを対象に、アドミッションポリシーに極めて合致する生徒を優先的に合格とする制度を基本としてきたが、より自校の特色と受験生の興味関心とが合致する選抜制度とするため、新たに合格者決定の第1手順としてアドミッションポリシー枠（仮称）を設定する。

- (1) 各府立高校のアドミッションポリシー枠（仮称）の詳細は、各校が教育委員会と協議のうえ、学校・学科ごとに設定し、同枠に関する求める生徒像や選抜資料、募集割合の上限等の詳細については、別に定めるものとする。

なお、各校が定めるアドミッションポリシー枠（仮称）による募集は、原則として、50%以下とする。

- (2) アドミッションポリシー枠（仮称）では、各校が求める生徒像を踏まえ、生徒の個性や可能性を引き出すことを目的として選抜を実施する。受験生がそれまでに取得した資格や受賞歴に基づいて合格者を決定するものではない。
- (3) アドミッションポリシー枠（仮称）による選抜は、必ずしも募集上限までの合格者を決定するものではなく、各校の定める基準に満たないと判断される場合は合格者該当なしの場合もありうる。
- (4) 第2手順として、募集人員から第1手順による合格者を除いた人数について、学力検査等の成績と調査書の評定とを合算した総合点により、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

### 3-2 日程・機会

合格者発表後から入学までの期間を高校生活に向けた準備期間として、保護者相談会や体験授業、出身中学校等との情報共有の時間を確保するために、これまでの特別入学者選抜と一般入学者選抜を統合し、新たな一般選抜として実施する。

一方、これまで実施してきた海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下「帰国生選抜等」とする。）は新たな一般選抜の実施日より前の日程で実施する。あわせて、府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜及び大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜は帰国生選抜等と同一日程で実施する。

また、新たな一般選抜における合格者数が各校の募集人員に満たない場合は、引き続き、二次入学者選抜を実施する。現在実施している秋季入学者選抜についても引き続き実施する。

#### (1) 選抜日程

帰国生選抜等の学力検査等実施の基準日を2月16日とし、新たな一般選抜の学力検査等実施の基準日を3月1日とする。

新たな一般選抜における合格者発表の日程については、概ね学力検査等実施日より起算して週休日を除く6日後となる。なお、本日程の短縮については、選抜業務の効率化や、デジタル採点システムを用いた選抜の実施実態を踏まえ、引き続き検討を行う。

#### (2) 複数校志願の導入

日程を一本化することにより、現行より受験機会が減少することから、新たな一般選抜において複数校志願制度を導入する。

新たな一般選抜においては、第1志望校に加え、第2志望校についても出願できる機会を設け、第2志望校での合格者の決定は、第1志望校の志願者数が募集人員に満たない学校において行う。具体的な手順等については引き続き検討する。

(3) 複数学科設置校における合格者決定手順

複数学科設置校においては、これまでどおり、他の1学科等を第2志望とすることができる。複数学科設置校における合格者の決定手順は別に定める。

3-3 方法・手段

(1) 学力検査

新たな一般選抜においては、原則として5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の学力検査を実施する。また、国語、数学及び英語については現行の選抜において基礎的問題、標準的問題、発展的問題の3種類で実施していることを踏まえ、複数の種類を用意する方向で検討する。

なお、学力検査問題については、今後とも学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえたものとなるよう出題内容等に関して引き続き検討を行う。英語資格（外部検定）の活用については後述する。

(2) アドミッションポリシー枠（仮称）の検査

アドミッションポリシー枠（仮称）では、「学科の特性」「探究活動」「地域貢献」「文化的・体育的活動」など、学校の特色に応じた実施区分を設定して募集を行う。選抜資料は、各校において、「面接」「プレゼンテーション」「作文」「実技検査」など学校独自の検査を実施したり、学力検査の特定の教科のみを使用したりするなど、柔軟な方法を採用する。各校は教育委員会と協議のうえ、実施区分や求める生徒像、選抜資料等を整理し、令和10年度選抜におけるアドミッションポリシー枠（仮称）の詳細を令和7年度中に公表することとする。

(3) 自己申告書及び調査書

自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録については、ボーダーゾーンの設定を廃止し、新たにアドミッションポリシー枠（仮称）を導入することから不要とする。ただし、アドミッションポリシー枠（仮称）の導入に伴い、各校が選抜資料等として必要と判断する場合には、これらの内容等について提出を求めることがある。

(4) 英語資格（外部検定）の活用

令和2年度より小学校3・4年生で外国語活動、小学校5・6年生で教科としての外国語の学習が全面実施となり、義務教育段階までの英語に係る学習内容についての変化があることから、英語資格（外部検定）における読替え率を次のとおりとする。

なお、活用する英語資格等については、引き続き検討する。

TOEFL iBT	IELTS	実用英語 技能検定	読替え率	【参考】 現在の読替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	90%	100%
50点～59点	5.5	(対応無し)	80%	90%
40点～49点	5.0	2級	70%	80%

(5) 夜間定時制及び通信制の課程における選抜

夜間定時制及び通信制の課程における選抜資料等については、現行制度を基に検討を進める。

第4 今後に向けて

- ・本案を周知し、様々な意見を踏まえながら必要な調整を進め、本年3月に最終決定する。
- ・令和10年度入学生から本制度による選抜を開始する。
- ・選抜改善の目的の一つである中高連携の方策について、中学校、高等学校等関係者との調整を進める。